明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学一）　三

〔省　令〕

○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務六）　四

○電波法施行規則の一部を改正する省令（同七）　一七

○放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令（総務・文部科学一）　一九

○会社計算規則の一部を改正する省令（法務五）　二四

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務五）　二五

○独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令（同六）　二九

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二）　三〇

○放送大学学園に関する省令の一部を改正する省令（同三）　三一

○再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一五）　三三

○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）　二〇

○道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（国土交通九）　二五

○船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（同一〇）　二七

〔告　示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁三）　二九

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務五）　三〇

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同六）　三四

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務四三）　三九

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四四）　三二

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（同四五）　三四

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同四六）　三五

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四七）　三六

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同四八）　三六

○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（同四九）　三五

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同五〇）　三六

○登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件の一部を改正する件（同五一）　三八

○総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同五二）　三七

○総務大臣が別に告示する総合照射比の算出方法を定める件の一部を改正する件（同五三）　三八

○人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定方法を定める件（同五四）　三九

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（同五五）　四五

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（同五六）　四五

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（同五七）　四四

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件の一部を訂正する件（同五八）　四八

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件の一部を訂正する件（同五九）　五〇

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分～令和五年分）を公表する件（同六〇）　五一

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分～令和六年分）を公表する件（同六一）　五五

○令和五年総務省告示第三百四十三号の一部を訂正する件（同六二）　五七

○令和六年総務省告示第三百八十六号の一部を訂正する件（同六三）　五五

○令和六年総務省告示第四百二十六号の一部を訂正する件（同六四）　五八

（以下次のページへ続く）